
区域指定の概要(平成22年12月24日時点)

土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 ＜須磨区車字菅ノ池 他＞

1. 概要

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第4条第2項に基づき、病院跡地（須磨区車字菅ノ池、妙法寺字菅ノ池）について土地所有者が土壤汚染状況調査を行ったところ、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が法の基準に適合しないことが確認された。

また、当該敷地内で基準に適合していない土壤を盛土するため、将来的に土壤汚染が生じるおそれがあるとして土地所有者から法第14条第1項の区域の指定の申請があった。

当該土地は人が立ち入ることができないようになっているため、土壤の直接摂取のおそれはなく、周辺での地下水の飲用は確認されていない。

以上のことから、本市は当該土壤汚染による人の健康影響はないものと判断し、法の基準に適合しないことが確認された土地及び区域の指定の申請があった土地を法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、当該土地では土地の形質変更が予定されており、本市では周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

- (1) 指定する区域 須磨区車字菅ノ池 1351番14の一部（約1,848平方メートル）
須磨区妙法寺字菅ノ池 3番2の一部（約118平方メートル）
の合計1,966平方メートル（別図のとおり）
- (2) 指定の区分 形質変更時要届出区域
- (3) 指定年月日 平成22年12月24日
- (4) 指定する特定有害物質 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- (5) 指定の理由 土壤の一部が基準を超過したが当該汚染土壤により、健康被害を生ずるおそれがないため

3. 土壤汚染状況調査の概要

(1) 調査対象物質

法第4条第1項の「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」をうけた土地のうち、掘削を行なう土地において土壤汚染のおそれがあると認められた鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

(2) 土地の地歴調査結果

当該土地は昭和10年から平成15年まで病院として利用されていたが、平成15年以降は更地となっている。

(3) 土壤調査結果

- ・鉛及びその化合物の溶出量で最大0.033mg/L(指定基準値0.01mg/Lの3.3倍)
- ・砒素及びその化合物の溶出量で最大0.017mg/L(指定基準値0.01mg/Lの1.7倍)
- ・ふっ素及びその化合物の溶出量で最大1.5mg/L(指定基準値0.8mg/Lの約1.9倍)

(4) 基準超過が確認された土地の面積

調査対象地のうち、約1,166平方メートル（調査単位区画で14区画）で指定基準超過

(5) 土壌汚染の原因

過去に事業活動による原因はないが、客土として使用された土壌が原因と推測された。

4. 指定の申請

(1) 指定を受ける土地及び面積

同一敷地内の土地の一部（800 平方メートル、単位区画で 8 区画）

(2) 指定を受ける土地の基準超過物質

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

(3) 指定を申請する理由

当該敷地内の法第4条第2項の規定を受けない土地に指定基準を超過した土壌を盛土することにより、将来的に土壌汚染が生じるおそれがあるため。

5. 地下水調査について

本市が当該土地周辺の地下水の飲用状況について調査を行なった結果、地下水の飲用は確認されていない。

6. 周辺環境への影響について

(1) 土壌の直接摂取による健康被害の影響を示す土壌含有量は基準値未満であることが土壌汚染状況調査により確認されている。また、人が立ち入ることができる土地ではないため、汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。

(2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。

(3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

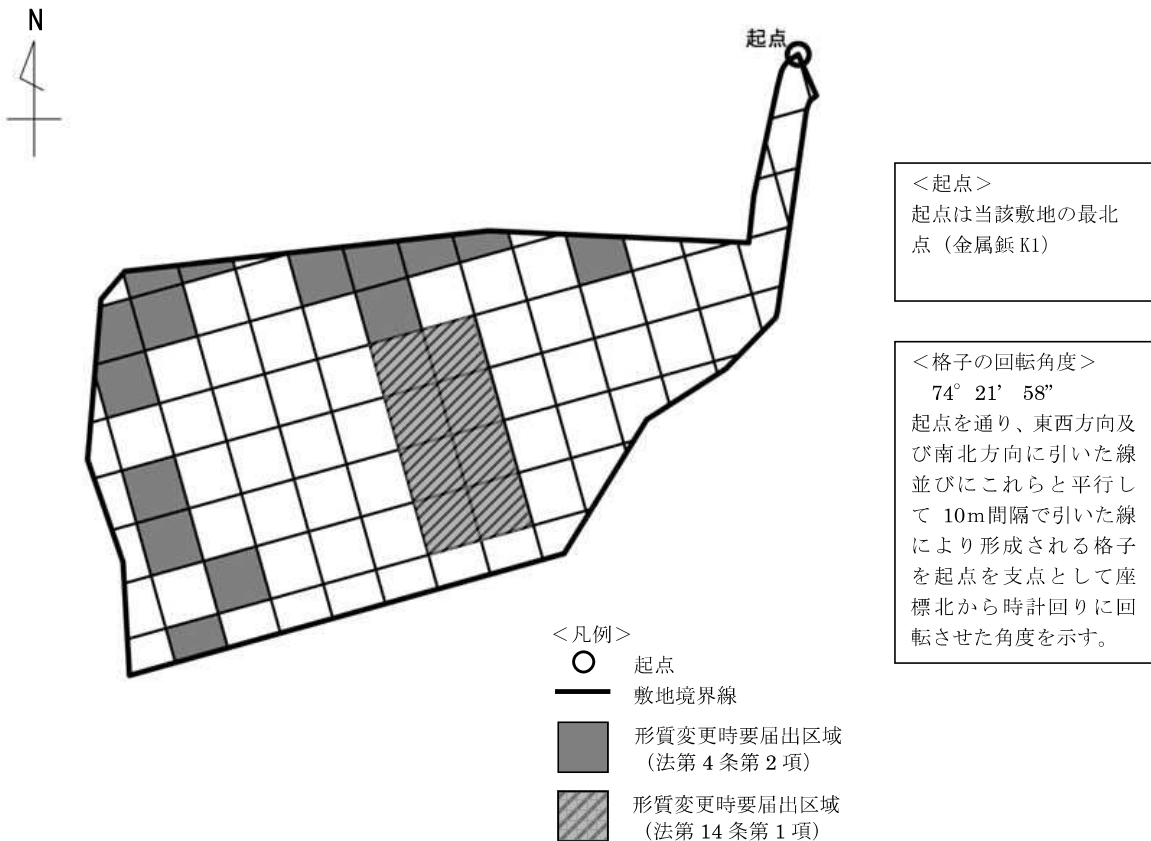
7. 今後の対応

本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導し、土壌汚染の除去が確認されれば形質変更時要届出区域の指定を解除する。

(別図)
(1) 位置図



(2) 指定区域図



＜資料＞用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壤汚染が判明した場合の措置等を定めている。

一定の規模以上の土地の形質の変更の届出

土壤汚染対策法第4条第1項において3000平方メートル以上の土地の形質変更を行なう場合、当該土地の形質変更を行なう者は市長にその旨を届け出ることが規定されている。

土壤汚染対策法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査

市長は法第4条第1項の届出を受けた土地のうち、掘削を行なう土地に土壤汚染のおそれがあると認めた場合は当該土地の所有者に対し、土壤汚染の状況について調査させ、報告するよう命じることができる。

土壤汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壤が指定基準値を超過していることが思慮される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壤が指定基準値を超過していることが思慮される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壤汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について土壤汚染対策法で溶出量基準が定められている。

溶出量基準は、土壤に含まれる有害物質が地下水に溶出し、人がその地下水を一日2L、一生涯（70年）にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度に設定されている。

含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点からカドミウム、鉛、水銀などの重金属等9物質について土壤汚染対策法で含有量基準が定められている。

含有量基準は、基本的には、一日あたり大人100mg、子供200mgの土壤を一生涯にわたって摂取し続けても健康影響が現れない含有量に設定されている。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壤中の鉛の正常な濃度の範囲は15～30mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000mg/kg以下の土壤濃度では見られないといわれている。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、農薬、防腐剤等に用いられる。皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内蔵に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれている。

ふっ素

淡黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はフッ素系樹脂原料、侵食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。眼、皮膚、気道に対し腐食性があり、蒸気やフェームを吸引すると肺気腫を起こすことがある。また低カルシウム血症を起こし、心不全、腎不全を生じることがある。ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、人に軽度の斑状歯が発生することがあると報告されている。